

「三本木小学校いじめ防止基本方針（令和3年2月）」に基づいた

三本木小学校 いじめ対応マニュアル

令和3年 2月 作成

◆早期発見

1 早期発見のための手立て

いじめを早期発見するためには、アンケートや個人面談の実施など早期発見のための機会を設けることのほか、家庭地域との連携が大切である。

加えて、児童が気軽に相談できる環境をつくることが重要であることから、日頃から児童をよく観察するとともに、積極的に関わりをもつことで信頼関係を構築することを心がける。

2 教育相談の実施

※実施方法・時期等については別紙実施要項に掲載

3 アンケートの実施

※アンケート様式・実施方法は別紙「いじめのアンケート実施について」に掲載

(1) アンケート用紙回収後の対応

- ①担任が内容を回収し、確認後、記述があるものに付箋を貼る。(1年生は記述させず「はい」か「いいえ」の記述のため、同時に聞き取りを行う。)
- ②生徒指導主任が保管ファイルを集約し、確認する。
- ③全校児童分を取りまとめ、校長に報告する。

(2) アンケート調査の保存

いじめ調査により把握した情報の記録は、設置者の文書管理規則等に基づき、有無に関わらず、5年保管とする。保管場所は過年度要録同様、かぎのかかる場所にする。

4 保護者から情報提供があった場合（訴えの聴き取りのポイント）

保護者が、学校へ思いを伝えようと行動を起こすまでには、様々な葛藤や迷いがあったことを考慮する必要がある。「問題を解決して欲しい」「子どもを守って欲しい」という思いが強いあまり、感情的な言い方になってしまう場合もある。また、一方的な主張や事実誤認がある場合もある。

そうした保護者の心情や訴えに対して、その場で「そんなことはないと思います」「それは事実と違います」等の否定的な回答をしても、受け入れてもらえなかったり、保護者のプライドを傷つけたりする結果となり、学校への不信を募らせるケースが多いことから、次のような手順で対応すること。

■対応の手順

（１）保護者の話をさえぎらずに傾聴し、保護者の心情の理解に努める

話の細部や事実関係にとらわれず、保護者の話を傾聴し、主訴（何を求めているのか）を捉えるとともに、心情理解に努める。

（２）心配や不安を与えたことに対する言葉がけと協力依頼を行う

保護者の心情を察した言葉がけとともに、学校が主体的にいじめを解決しようとする姿勢を伝える。

例)「お母様に、学校のことで不安な思いやご心配をおかけしたことについて、学級担任として申し訳ない気持ちでいっぱいです。解決したいと思いますので、詳しくお話を聞かせてもらってもいいですか。」

（３）保護者の持っている情報の確認をする

重要な部分は、伝聞による情報（いつ、誰から聞いたか）、主観的情報（保護者自身の理解による情報）、客観的事実の3つの観点を区別して聞き取るようにする。

（４）調査事項や解決したい事項の確認をする

何を調べてほしいのか、何を解決してほしいのかを両者で確認する。

その際、学級でのアンケートの実施、情報源の告知の可否等、調査にあたっての要望等も確認しておく。

（５）回答期日の見通しを伝える

どの程度の期間で回答できるか、見通しを伝える。

（６）協力への御礼を述べる

■留意事項

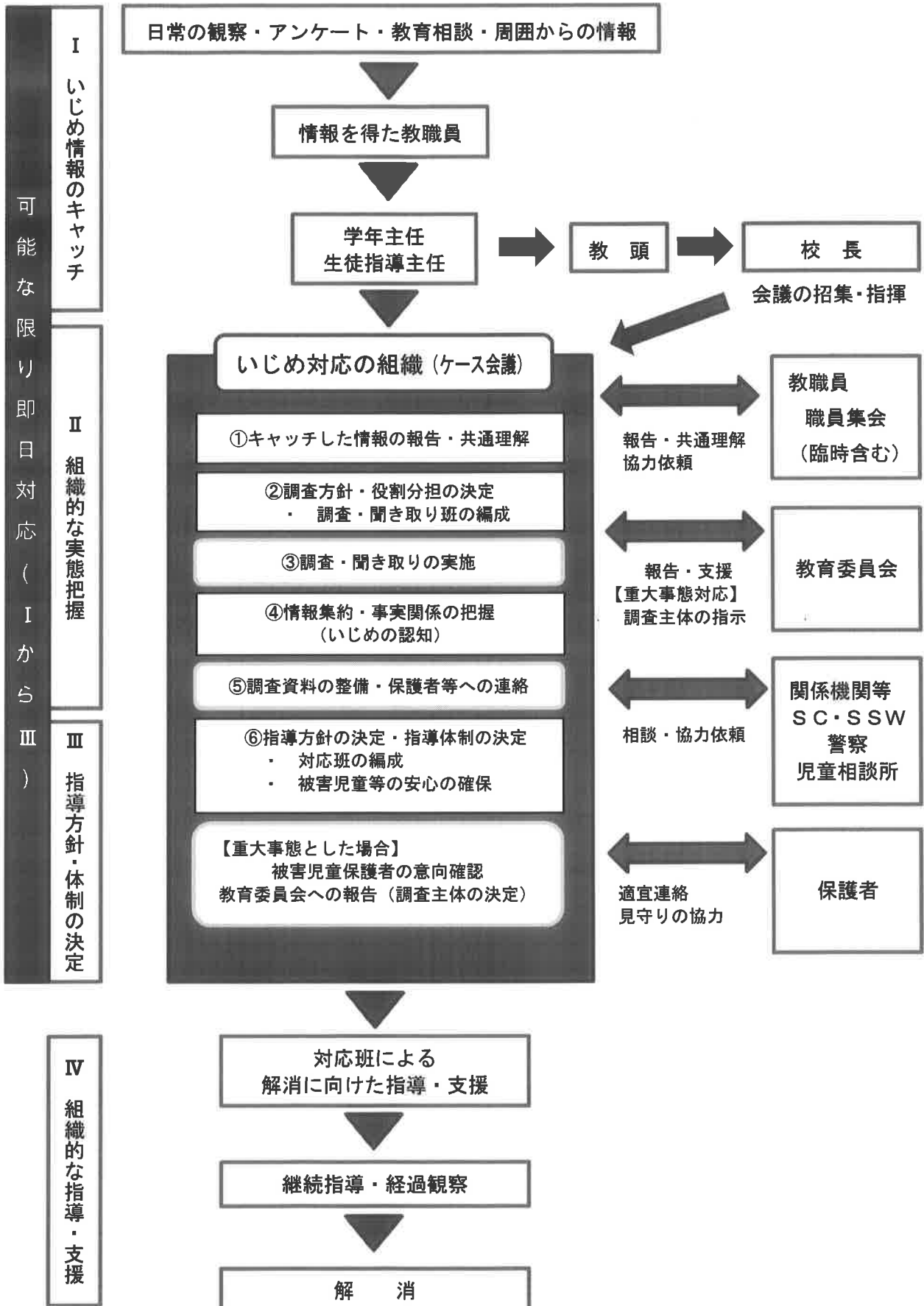
（１）以下のような発言は慎む。

「先月のことなので、わからないと思いますよ」

「気のせいだと思いますよ」「そんなことはないと思いますが、とりあえず調べて見ます」

（２）保護者から、いじめの認知に関する同意や判断を求められても、断定的な言い方や推測で話さない。

いじめ対応の基本的な流れ（フロー図）



<<いじめ対応の基本的な流れ>>



I いじめ情報のキャッチ

(1) いじめに関する本人からの訴え及び周囲からの通報，教職員の目撃等で，いじめ情報をキャッチした場合は，いじめの内容について，聞き取り等を行い，情報を記録する。

確認する内容

- いじめの内容（いつ，どこで，だれが，だれに，何を，どのように）
- 本人の場合は，心身の状況等確認（ケガやあざ，現在の気持ち）
 - ・苦痛に感じていることは何か。
 - ・具体的にどんな行為をやめてほしいのか。
 - ・今後いじめる児童とどのような関係でいたいのか。
 - ・学校生活の中で配慮してほしいことは何か。等
- この情報を知っている人（観衆・傍観者，保護者等）

◆留意事項

- ① 周囲に気づかれず，落ち着いて話ができるように場所や時間について配慮する。廊下や教室等，周囲の者に見られる可能性のある場所は避ける。
- ② 訴え又は通報してくれた思いや勇気について，しっかりと受け止めて対応する。「よく教えてくれたね。先生はうれしいよ。」
- ③ 通報者を全力で守ることを伝え，安全を確保する。
- ④ 聞き取り記録を残す。（聞き取り日時，聞き取りした者，通報者等，聞き取り内容）
- ⑤ 本人である場合は，その日のうちに保護者連絡を原則とする。

(2) 確認した内容を次の人へ確実に連絡する。

学年主任，生徒指導主任（兼：ハートフルリーダー（いじめ防止推進教師）），教頭

(3) 校長の意を受け，生徒指導主任・教頭は，早急に「いじめ対応の組織（ケース会議）」を開催し，いじめの調査，認知及びその後の事案対処について話し合いをもつ。

◆留意事項

- ① 被害児童及び通報者を守る観点から，緊急いじめアンケートを実施して，情報収集する方法も考えられる。この場合も，被害児童及び通報者への説明を十分に行い，理解を得た上で実施する。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



Ⅱ 組織的な実態把握

「いじめ対応の組織（ケース会議）」による対応【フロー図の①～⑤】

- (1) キャッチした情報を組織の中で共有し、共通理解を図る。
- (2) 関係者の絞り込みや聞き取りのポイント等を確認する。また、聞き取り班の編成や保護者連絡等、役割分担を決める。
- (3) 聞き取りのための体制を確認し、聞き取りを実施する。

【聞き取り一斉の原則】

聞き取りは、児童一人一人を個別に行うことを原則し、できるだけ一斉に行う。

聞き取りは、被害児童、加害児童の順に行う。

特に、加害児童が複数いる場合に十分な計画のもとに聞き取りを行う。

確認する内容

- 聞き取りする内容を確認（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように）
- 場所（周囲の者に気づかれずに聞き取りできる場所を確保する。）
※不測の事態を考慮し、2階以下の場所を使用する。
- 時間（緊急時以外は、放課後の時間を利用する。）
- 担当者（機械的に担当者を決めるのではなく、児童との関係性を考慮して決める。全職員体制で担当者を決める。）

◆留意事項

- ① 関係する児童の帰宅が遅くなる可能性がある場合は、事前に家庭連絡をする。その場合も、帰宅時間の見通しを伝え、その時間前に聞き取りを終える。
- ② 聞き取りの前に、用便、水分補給等について確認する。
- ③ 指導と聞き取りは切り分けて行う。事実確認を終える前の指導的な発言は、決めつけにつながり、信頼を損なう。
- ④ 加害児童が複数いる場合は、相互の聞き取りについて突き合わせを行い、食い違う点や不明な点を確認する。確認を終えるまでは合流させない。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



(4) 聞き取り内容から事実確認を行い、いじめとして認知するかどうかを組織として決定する。

■聴取結果の整理の例

	対象者	青森太郎	青森花子	青森次郎	青森梨子
	聴取日	令和元年9月1日	令和元年9月1日	令和元年9月1日	令和元年9月2日
	聴取時間	15:00～16:00	15:00～16:00	15:00～16:00	16:00～16:40
	対応者	山田教諭	山川教諭	山本教諭	山本教諭
	場所	相談室A	音楽準備室	相談室B	相談室B
確認事項1	5月10日6校時の運動会練習の際、A君に対して太郎君と花子さんが後方から石を投げつけた。	A君の後ろに座っていた。石を地面に向かって投げた記憶はあるが、A君に向かって投げた記憶はない。花子さんは、石を投げていない。	太郎君は私の隣に座っていた。太郎君がA君に向かって石を投げているのを見た。A君に当たったのを見て、笑ってはいけなかつたが、つい笑ってしまった。私は石を投げていない。	A君に向けて、小石を投げていたのは、太郎君と花子さんではないかと思うが、投げたところを見たわけではない。ただ、A君に当たると、二人でクスクス笑っているのを見た。	誰が投げたかわからないが、A君に当たったのは見た。その後で、太郎君と花子さんがクスクス笑っているのを見た。
確認事項2	5月10日6校時の運動会練習の際、A君に対して後方から太郎君が、「お前、消えろ」と言った。	自分は絶対に言っていない。	私は、聞いていない。		

必ずしもこの様式である必要はないが、事案に対して「いつ」、「どこで」、「だれが」「何に(誰に)」「どうした」に加え、聞き取りや指導に関する記録も例を参考にしながら同様に残すこと。

明らかにすべき事項について、関係者から聞き取った情報をもとに、例のような表を作成するなど、聴取内容をまとめる。こうした聴取結果整理表から、組織としてどのように判断したかを調査結果(教育委員会の定める様式等)に記載する。

(5) 議事録を残す。(開催日時, 出席者, 案件, 決定事項等)

(6) 関係者の保護者に対して、聞き取りにより確認した内容を家庭訪問又は電話等で説明する。(※家庭訪問は複数で対応する)

■保護者等へ説明する際の留意点

調査結果については、被害加害相方の保護者に報告することになるが、その後に争いになることのないよう、十分な説明を行う必要があること。*

調査結果を曖昧にして、再発防止に力点を置いた説明は、被害加害相方の保護者から理解を得られないこと。

いじめの事実が確認できない場合も、単に「確認できなかった」と伝えるのではなく、どのような調査を実施したのか、調査の過程をしっかりと説明して、主体的に事実を明らかにしようとした学校の姿勢を伝えること。

(7) 教育委員会へいじめ事案発生(場合によっては「いじめの認知」)の一報を入れる。

※十和田市教育委員会の規定に従って報告する。

※ いじめ防止対策推進法第二十三条5項の定めにより、学校は、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置を講じる必要がある。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



III 指導方針・体制の決定

「いじめ対応の組織ケース会議」による対応【フロー図の⑥】

(1) いじめの解消に向けた指導・支援のための計画について協議する。

次のことについて、指導・支援の内容と担当者を決めていく。

- 重大事態にあたる事案であるかの検討
- 被害児童及び保護者への対応（支援内容，担当者）
- 加害児童及び保護者への対応（指導・支援内容，担当者）
- 周囲の児童への対応（指導内容，担当者）
- 関係機関等への支援要請の検討（要請の内容，担当者）
- 出席停止等の検討
- 報告書の作成・提出（担当者）

◆留意事項

- ① 被害児童が安心して学べるよう、必要に応じて、加害児童の別室指導等も検討する。
- ② 学校として謝罪の場を安易に設定しない。被害児童，加害児童及び保護者の状況を把握し，十分協議の上で行う。ただし，加害児童の保護者の意思で謝罪を行う場合は，学校として妨げるものではない。

(2) 「臨時職員会議の開催」（全職員体制で早急に対応する必要がある場合）

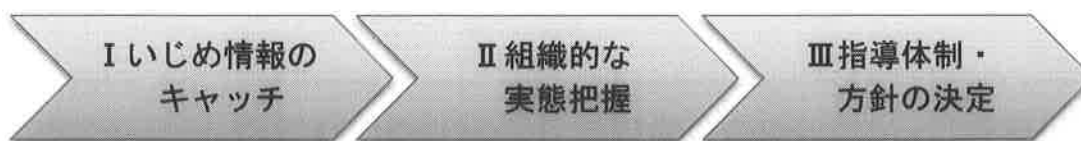
次の内容について全教職員に伝達・情報共有する。

- 聞き取りにより確認した内容
- 今後の対応策と役割分担

(3) 議事録を残す。（開催日時，出席者，案件，決定事項等）

いじめの事案対処は，最優先の業務です！

いじめ情報のキャッチから指導體制や指導方針を決定するまでは，即日に対応することを原則とする。



特に，被害児童及び保護者は，不安な気持ちであることから，今後どのように対応していくかについて，その日のうちに電話または家庭訪問で伝えるなど，不安軽減に努める。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



IV 組織的な指導・支援

被害児童及び加害児童の指導・支援については、対応班を組織し、相互の担当で連携して対応していく。また、対応班は必要に応じていじめ対応の組織の開催を要望し、情報共有を行うとともに、指導方針等について指示を受ける。

(1) 被害児童への支援

- 今後の対応について、本人の要望を十分考慮して支援していく。
※謝罪受け入れの意思、加害児童との付き合い方、教室環境への配慮等
- 本人の不安（疎外感、孤立感等）の払拭に努め、教職員等が支えることを約束する。
- 定期的な面談の実施を確認
※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

◆留意事項

状況に応じて、被害児童、通報者を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 被害児童の保護者への対応

- 今後の見守りや支援について、理解と協力を求める
※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る
※被害児童が複数の場合は、学校で説明することを検討する
- 今後の対応について、要望を聞き取る
※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

◆留意事項

- ① 不安や心配を抱かせたことに対し、学校として謝罪をする。
「心配をお掛けし、申し訳ありませんでした。」
- ② 学校の対応方針をしっかりと伝え、理解を得た上で、協力を依頼する。
- ③ 家庭訪問は複数の職員で対応する。また、電話や家庭訪問した際の記録（時間、対応した相手、主なやりとりの内容等）を残す。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



(3) 加害児童への指導・支援

再発防止に向けた指導・支援を心がける

- 自己の問題点に気づかせる指導を心がける。
毅然とした指導とともに、できるだけ本人に発言させ、対話的に指導する。
- 本人なりの解決策を考えさせ、解決に向けた支援をしていく姿勢を伝える。
- 今後の生活に向けた目標・決意を持たせる。
- 定期的な面談の実施を確認
※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。

◆留意事項

- ① 叱責や説諭にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- ② 加害児童の置かれた環境や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の心情も理解した上で指導する。
- ③ 加害児童の言動をしっかりと見極め、形式的な謝罪にならないよう粘り強く説諭する。

(4) 加害児童の保護者への対応

- 今後の指導・支援について、理解と協力を得る
※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る
※加害児童が複数の場合は、学校で説明することも検討する
- 今後の対応について、要望を聞き取る
※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

◆留意事項

- ① 軽微ないじめほど、保護者の納得を得られない場合が多い。説明する際に「法に照らし、いじめであるかどうか」という議論に陥らないよう配慮する。あくまでも、その行為が「他者を傷つけている」という点に焦点を当て説明する。
※こうした状況を避けるためには、年度始めに「学校のいじめ防止対策」について、保護者に対して丁寧に説明しておくことが重要である。
- ② 保護者としての怒り、失望、自責の念が生じることを理解する。保護者の気持ちを追いつめられると、防衛的あるいは攻撃的な態度となることがある。子どものよさや今後の変容への期待を伝えたり、保護者の苦労や努力を認めたりしながら対応する。特に、加害児童がいじめの事実を認めない場合には、主観的な推測を挟まず、相互の事実認識を正確に伝える。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



(5) 周囲の児童への対応

- 被害児童や保護者の意向を確認して対応する
- 観衆や傍観した児童に対して、問題の関係者として事実を受け止めさせる
- 再発防止に向け、今後の対応を教師と児童で共有する

● 好ましくない対応

中には心を痛めながらも傍観者の立場にいた者もある。なぜ先生は気づかないのかと感じていた者もいるかもしれない。そのような中で、教師の指導が正義をふりかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、禁止的な指導としか映らず、結果的に子どもの心に届かなかつたり、子ども自身の主体的な問題解決能力につながらなかつたりする。

● 学級全体の問題とすることが不適当な場合

- ・本人の秘密にしたい事象が明らかにされ、孤立が深まるおそれがある場合
- ・学級内の信頼関係、学級の自浄能力が不十分で、問題の解決にとって効果がないと考えられる場合
- ・本人や保護者が学校や担任に不信感を抱いている場合

いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。
- ② いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切です。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられます。

教育相談の実施について

1 ねらい

- ・児童の夢や希望，また悩みごと等を把握する。
- ・いじめなどの問題の早期発見および早期対応に役立てる。
- ・児童との信頼関係を築く。
- ・児童の生活環境の改善に役立てる。

2 実施日

第1回 5月下旬～6月上旬（例年の運動会後） 5日間

第2回 10月下旬～11月上旬（例年の音楽発表会后） 5日間

3 場 所 （主として）教室 ※その他の場所も可

4 基本的な態度

- ・まずは，アセスの質問紙をもとに，児童の話を聞くことから始める。
- ・昨年度の教育相談アンケートの質問事項も参考にしながら進める。
- ・「悩み事はない？」「ない。」では話が終わってしまうので，普段の生活の様子を聞くことから話題を広げていく手もある。（「最近どんなゲームにはまっているの？」とか「昨日の夜，晩ご飯何食べた？」など）
- ・「ああ，そうなんだ。」という受容的な対応をすることで，児童に安心感を与え，子どもに話しやすい雰囲気を作る。
- ・教師からの一方的な質問，非難，批判は，極力慎む。
- ・話の先回りをしたり，結論を急いだりしない。
- ・いじめなど聞き取りに時間がかかってしまいそうな場合は，聞き取りで終始することのないように，別に場を設ける。

5 留意点

- ・解決困難な問題に対しては，学級担任だけで抱え込むことなく，積極的に他の教師と連携を図るようにする。また，親に連絡を取ったほうがいいと思われる内容についても，必ず学年主任に相談する。学年主任が判断に迷った場合は，教頭の指示を仰ぐ。

※相談の中で出てきた話題の中で，学年にかかわることは学年主任へ報告する。

さらに学校全体にかかわることは学年主任から教頭，生徒指導主任へ報告する。

6 その他

- ・原則として，学級全員を対象とし，1対1の面談とする。
- ・期間中は，部活動やスポーツ少年団活動より優先的に行う。
（このことをスポーツ少年団指導者へ連絡する。→教頭）
- ・1日の人数や一人あたりの時間等は学級担任による判断とする。
- ・実施時間は放課後とし，順番を待っている児童は，小ホール等で宿題をするなど，静かに待つように指導する。
- ・1週間程度前に，相談予定日や日程を保護者に連絡する。（学級通信等で）

【別紙2】

いじめのアンケート実施について

1 ねらい

いじめの早期発見・早期解決に生かすとともに、事案が発生した場合の経過観察に生かす。

2 対象

全児童（特別支援学級在籍の児童は、担任の聞き取りなどで対応する。）

3 内容

- (1) いじめの有無
- (2) いじめの内容
- (3) いじめの認知

4 管理

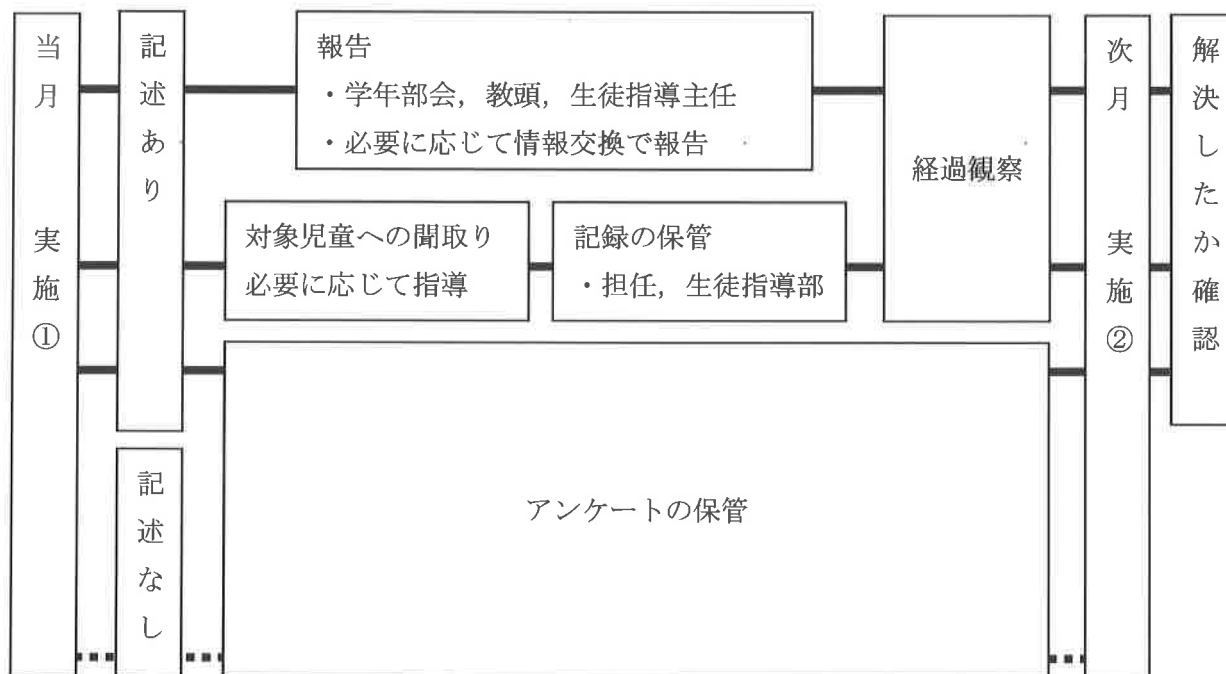
いじめの有無に関わらず、5か年保存し、経過観察に生かす。

5 実施月

5月 7月 9月 11月 1月 3月の第一週

6 事案が発生した場合

アンケートを通じて、発生を確認した場合は、必要に応じて以下のように対応する。



- ・アンケートは事案の有無に関わらず、一括して生徒指導部で保管する。
- ・アンケートの実施で、事案が確認された場合は、報告、聞き取り、記録を行う。
- ・2か月後のアンケートや経過観察をもとにいじめが完全になくなったかどうかを把握する。

学校生活をよりよくするためのアンケート

このアンケートは学校生活をよりよくするためのアンケートです。内容について先生から質問することがあります。この内容はほかの人に知らせることはありません。

番 名前

	しつもん	こたえ
1	あなたはいじめられていますか。	はい・いいえ
	<p>1で「はい」とこたえたひとはどちらかを選んでください。</p> <p>そのことについて書きます 先生に直接話します</p> <p>↓</p> <p>それはいつですか</p> <p>だれにですか。</p> <p>どこですか。</p> <p>どんなことをされましたか。</p> <p>それは 解決していますか。</p> <p>はい ・ いいえ</p>	
2	あなたはいじめを見たことがありますか。	はい・いいえ
	<p>2で「はい」とこたえたひとはどちらかを選んでください。</p> <p>そのことについて書きます 先生に直接話します</p> <p>↓</p> <p>それはいつですか</p> <p>だれがだれにですか。</p> <p>どこですか。</p> <p>どんなことをされていきましたか。</p> <p>それは今も続いていますか。</p> <p>はい・いいえ</p>	

ご協力ありがとうございました。